

整理番号	経一実行-1
------	--------

複数の者に対する行政指導個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	経済戦略局産業振興部計量検査所 (06-6577-5888)
処分課（担当）名	同上
行政指導の名称	大阪市商品量目等立入検査実施細則に基づく適正な計量の指導
関連する他局の名称	なし
概要	大阪市では、消費者保護の観点から、日常消費される商品を製造及び販売する事業所に対して、適正な計量の実施の確保を図ることを目的として、計量法の規定に基づく立入検査を実施しています。 立入検査において、販売商品の内容量や表記の方法等に不適正が認められた場合は、当該事業所の責任者に対し、大阪市商品量目等立入検査実施細則に基づき適正な指導を行っております。
根拠となる要綱等	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪市計量立入検査実施要綱（大阪市計量検査所窓口にて設置） ・大阪市商品量目等立入検査実施細則
行政指導指針	<p>[不適正事業所に対する措置]（大阪市商品量目等立入検査実施細則第11条）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 検査対象者 量目商品の製造・販売を行う事業所 2 検査項目 <ol style="list-style-type: none"> ①事業者の使用する計量器の検定の有無及び定期検査等の受検確認並びに使用状況の検査 ②計量販売商品の量目検査 ③使用計量単位の確認 3 不適正事業所に対する措置 <ul style="list-style-type: none"> ・不適正が認められた場合、その事業所の責任者から不適正にかかる現認書を徴収するとともに、不適正の程度等に応じ、段階的に以下の措置を講じる。 <ol style="list-style-type: none"> ①不適正商品の適切な処分（再計量等）と改善事項の指示 ②注意書の発行 ③改善勧告書の発行 ④警告書の発行 ⑤公表、告発の検討
ホームページ	
備考	